

（午後3時30分 再開）

○議長（井上勝彦君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番6、7番 山田君。

〔7番（山田哲弥君）登壇〕

○7番（山田哲弥君）通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、1番でございます。市に防災のプロを育てようであります。

最近、ゲリラ豪雨による災害や竜巻等を予測するのが難しい事例が多く聞かれます。津波や台風など広域的な災害と違い、局所的に急に発生する災害は、気象庁でも「災害の可能性がある」という意味合いまでの情報となるため、そのまま住民に流すべき性質の情報でないと思われがちである。

そのため、自助と公助が必要となる。自助とは、一人ひとりが自分のいる場所にどれだけの危険が迫っているかを判断する力のことです。今はテレビ、ラジオ、携帯電話やスマートフォンで情報を得たり、気象会社のメールや自治体からの防災メールの情報を参考に空を見上げ、雲や風や雨、また気温等で危険の兆候を見きわめることができます。公助とは、自治体に防災のプロを育てることです。気象庁の気象情報や国土交通省の河川情報を、自分の地域にもたらされる危険情報として、一刻も早く読み替える力を持った職員の育成でございます。地域を熟知しているからこそ出せる土砂災害や浸水等の危険性を、いち早く住民に知らせられる職員を一人でも育てることが、それが大きな公助となると思われれます。

そこで、当局にお考えをお聞きしたいと思います。

次に、2番の、学校の体育の安全整備についてであります。学校の体育の授業中や部活動での事故防止策を考える文部科学省の有識者会議の報告書では、2009年度までの12年間で、授業中と部活動中に死亡事故が470件起きていることが明らかになったということがあります。児童生徒が死亡または重度の障害を負った事故は計590件、このうち中学校1年生から高校3年生の体育の授業中の事故は212件、部活動は318件で、部活動の競技別で見ますと、柔道が最多の50件だったということです。今年度から中学校で武道が必修化され、多くの学校が柔道を選択。文部科学省も学校の指導体制を調査した結果、4月27日時点で国公立の中学校1万683校を対象に調べたところ、柔道を選択したのは64%、6,837校だった。

そこでお聞きいたします。①各中学校での武道の選択状況。②各中学校での指導者は整っておりますか。③柔道を選択された中学校の整備状況。④事故発生時の応急処置や連絡体制でございます。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（井上勝彦君）7番 山田君の質問項目1、防災のプロの育成に関する質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（森川嘉久君）登壇〕

○総務部長（森川嘉久君）最近の災害は局所的に発生するため、気象庁の広域的な情報では十分でなく、橋本市内の地域地域に災害情報を的確に発信するためには、橋本市独自で

防災のプロである気象予報士を育成するか、採用してはどうかのおただしについてお答えをいたします。

気象予報士とは、気象業務法第3章の2に基づき、指定試験機関の財団法人気象業務支援センターが実施する知識及び技能についての試験に合格した者であって、気象庁長官による登録を受けた者となっています。その合格率は5%を切る合格難易度の高い資格で、市職員が勤務時間外に学習をして合格することはかなり困難と考えます。また、資格を持っている人を採用し、気象庁の情報を分析するだけでは橋本市の局所的な情報を得ることはできず、地域地域に橋本市独自の観測装置の設置が必要となります。

以上の観点から、気象予報士を市に常駐させることは困難と考えますので、現状においては、今しばらくは外部専門機関の情報入手を進めることで対応してまいりたいと思えます。

なお、本市では、橋本市災害対策本部設置・運営マニュアル風水害対策編を平成23年に策定し、平常時より、和歌山県気象情報、和歌山県河川情報システム、紀の川洪水予報情報システム、雨量観測システム等からの各種気象情報の収集に努めております。

本市には雨量観測所が6箇所あり、河川の水位観測については、紀の川に3箇所、橋本川に2箇所、山田川、嵯峨谷川に各1箇所の水位観測所で常時観測を行っています。

また、和歌山地方気象台と本市との間はホットラインを結んでおり、緊急を要する情報や重要な情報は気象台から直接情報入手ができるようになっており、密接な連携をとっております。

これらの情報をもとに、段階的に本部事務局体制の移行、職員の参集、拠点避難場所の開設、市民への避難情報の広報等、状況に応

じた迅速な対応をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（井上勝彦君）7番 山田君、再質問ありますか。

7番 山田君。

○7番（山田哲弥君）今、ご答弁いただきました。これにつきましては、なかなか簡単にはい、わかりました。はい、そのようにさせていただきますまいしょう、というようなご答弁は、これはもう無理な話やと、このように私も考えております。

だから、この難しい問題点、課題があると思いますが、私の思いは、冒頭でも申しあげましたけれども、気象庁の気象情報を、その地域にもたらされる危険情報として読み替える力を持った職員の育成が必要ではないかということで、ご質問させていただいたわけでございます。

答弁の中でも、いろいろと私が申し上げたような難しい面もあるということも言われております。けれども、専門的なお人にもこれからも頼っていかなければならないというようなご答弁であったと思うんですけれども、それにつきましては、なかなか大変だということもよくわかりましたし、これについて、こういった防災のプロ、すなわち気象予報士を育成していただいたら、地域のそういった状況に詳しい、特に職員のお方で、そういった希望、希望というんですか、よし、おれが一回その受験、受けてやろうというような職員がおられるならば、やはりそういったプロを、やはり気象予報士をつくっておいたほうがこれからもいいのではないかなというような気持ちで質問をさせていただいたところでございます。

このことにつきましては、真摯に、もう少し真剣に考えていただき、これは要望という

か、願望というんですか、そういったことでお願い申し上げたいと、このように考えておりますが、総務部長、どうですか。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（森川嘉久君）はじめの答弁でも申し上げましたとおり、いろいろ困難はあるわけでございますけども、防災の担当部局といたしましては大変ありがたいご提言でございます。本当にそういう専門職員がそばにおれば心強いというのは事実でございます。

しかし、人事上の問題もございますので、隣に座っております企画部長のほうにもお願いをいたしまして、十分協議をさせていただいて、できるならばそういう形で、将来的な状況としてあればすばらしいなというふうには思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（井上勝彦君）7番 山田君。

○7番（山田哲弥君）大変答弁は難しい答弁だと思います。今日は、今回はこの程度にとどめたいというふうに思います。

次に、2番に移りたいと思います。

○議長（井上勝彦君）次に、質問項目2、学校の体育の安全整備に関する質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（松田良夫君）登壇〕

○教育長（松田良夫君）各中学校での武道の選択状況についてお答えします。

西部中学校、学文路中学校、隅田中学校及び紀見東中学校の4校が柔道、橋本中学校が合気道、紀見北中学校が相撲を、また、高野口中学校が剣道を選択しています。

次に、各中学校での指導者についてお答えします。

平成24年3月9日付、文部科学省スポーツ青少年局長から「武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底について」の依頼がありました。

その中で、柔道を行う学校については、安全管理の徹底を図る上で、各学校における平成24年度の柔道の授業の開始前に、「指導者について」、「指導計画について」、「施設設備等について」、「事故が発生した場合の対応について」の4点について確認の上、より安全に指導できる体制構築を求める依頼文です。

1点目の指導者については、「平成24年度に柔道の授業を開始する時点において、一定の指導歴または研修歴を持った教員が指導にあたることのできる体制になっているか」が求められています。橋本市の場合、柔道を選択している西部中学校、学文路中学校、隅田中学校及び紀見東中学校の4校のうち、3校はこの基準を満たしています。1校については、今後、外部指導者等を活用し、基準を満たした上で実施する予定です。

次に、柔道を選択された中学校の整備状況についてお答えします。

本市では、中学校体育授業に武道が必修化される前の平成22年度から授業に取り入れてきた経緯もあり、その前年の平成21年度より、武道実施準備として設備や用具の購入をまいりました。

議員おただしの柔道に関しましては、これまでに畳50畳と柔道着160着を購入し、このうち畳50畳については、柔道を選択した4校において年間授業スケジュールを調整し、持ち回りで共用しております。また、合気道に関しては体操マットを、剣道については打ち込み台及び竹刀80本を、そして、相撲については相撲マット及び簡易まわし61本を購入し、授業にあたっております。

なお、本年度からの必修化に伴いまして、文部科学省の通達に照らし、改めて武道設備の安全研修を行い、柔道に関し、畳の厚みの違いの是正及び畳のずれ防止対策が必要であるとの検証結果を得ました。これにより、本

9月議会における補正予算案に、それら対策のための用品購入費を計上させていただいているところであり、後日の補正予算審議においてご高配賜りますよう、お願いを申し上げます。

次に、事故発生の応急処置や連絡体制についてお答えします。

このことについても、平成24年3月9日付文書、「武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底について」の中に、「事故が発生した場合の応急処置や緊急連絡体制など、対処方法について関係者間で認識を共有しているか」との基準が設けられており、体制整備が行われていない中では実施ができないこととなっています。このことについては、柔道の授業における事故だけでなく、校内で事故が発生した場合、各学校において全教職員が共通理解をして対応できる体制を整えています。

○議長（井上勝彦君）7番 山田君、再質問ありますか。

7番 山田君。

○7番（山田哲弥君）今、教育長のほうからご答弁いただきまして、ありがとうございます。まず、というよりも①、②、③、④については、私は状況についてご答弁願いたいという設問でございます。それについては理解できました。よくわかりました。

そこで、教育長にひとつそういったことで④番まで理解できましたんですけども、最後、やっぱり学校側に対して、私は思うんです。これは学校は、常に安全かつ基本的に忠実な授業を行っていただきまして、危険がないようにしていただきたいということで、中学校側に周知徹底をお願いを申し上げたいと、このように思います。よろしく願いいたします。

これで一般質問を終わります。

○議長（井上勝彦君）7番 山田君の一般質

問は終わりました。